

滋賀労働



滋賀県労働広報紙

666号
2023

滋賀県各地でメーデーが開催されました

5月1日は労働者の祭典「メーデー」です。日本では1920年に第1回メーデーが開催され、今年で94回目を迎えます。

連合滋賀と一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会は、4月29日に第94回滋賀県労働者統一メーデーを県内4か所で開催し、計約2300人が参加しました。中央集会は、近江八幡文化会館で開催され、労働組合の組合員やその家族約700人が参加しました。

集会では、「支え合い・助け合う社会をつくり、暮らしをまもる！笑顔あふれる未来をめざし、力を合わせ、ともに進もう！」のスローガンのもと、「労働者の地位や労働条件の向上、民主主義の発展や恒久平和を希求する、メーデーの社会的意義は不変である。

多様な仲間がつながること、団結することの重要性を再確認するとともに、再び多くの仲間が結集することができた、この喜びを皆で分かち合おう」「すべての働く仲間が安心して働きくらすために、ジェンダー平等の実現はもとより、多様な価値観・背景を持つさまざまな人たちとの対話を進め、持続可能でよりよい世界、誰一人取り残されることのない社会、笑顔あふれる未来をめざし、力を合わせ、ともに進もう。」とメーデー宣言を採択するとともに、式典後にはデモ行進を行い、安心して暮らせる賃上げ、同一労働同一賃金、ワーク・ライフ・バランスの実現等をアピールしました。

また、滋賀県労連等を中心とする滋賀県民メーデー実行委員会は、5月1日に第94回滋賀県民メーデーを県内9か所で開催し、計約500人が参加しました。中央集会は天津市の膳所城跡公園で行われ、「働く者の団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」をスローガンに、「物価上昇を上回る大幅賃上げ実現」「最低賃金はどこでも誰でも1500円、全国一律最賃法制化の実現」「ケア労働者の大幅賃上げ・処遇改善・大幅増員を」と訴え、参加者に団結を呼びかけました。

集会の最後には、「未だ終息しないコロナ禍、ロシアのウクライナ侵略の影響を受けた世界的な物価高騰による実質賃金の低下が続き、格差と貧困の拡大、労働者の困窮と苦難が続いています。世界ではヨーロッパ、アメリカ、アジアの各国で労働者・国民のたたかいが大きく前進しています。引き続き声を上げましょう。」などとしたメーデー宣言を確認し、デモ行進を行いました。



目次

表紙	第94回メーデー開催
P2	育児休業取得状況の公表の義務化 滋賀県中小企業働き方改革サポート診断事業
P3	働き方改革推進支援助成金 高齢・障害者雇用助成金説明会のご案内
P4	しがジョブパークのご案内 シニアジョブステーション滋賀のご案内 滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点のご案内
P5	滋賀県外国人材受入サポートセンターのご案内 高度外国人材の採用支援 産業雇用安定センターのご案内
P6	第14次労働災害防止推進計画 令和5年度労働保険年度更新手続きのお願い
P7	健康寿命延伸プロジェクト知事表彰事業 取組大募集 生きる力を支える歯と口の健康づくり 2023年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内
P8	おうみの名工、おうみ若者マイスター ～推薦の受付について～ 能力評価試験のご案内
P9	在職者訓練のご案内 生産性向上支援訓練のご案内
P10	労働委員会だより
P11	労働相談Q&A
P12	シルバー人材センターからのお知らせ 「滋賀労働」メール配信へ切り替えのお願い



7月1日～7日は全国安全週間です

〈令和5年度スローガン〉「**高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場**」

【重要】広報紙「滋賀労働」についてお知らせがございます。詳細について裏表紙をご覧ください。

育児休業取得状況の公表の義務化（令和5年4月1日施行）

令和5年4月1日から従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられました。公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。取得率の算定期間は、公表を行う日の属する事業年度(会計年度)の直前の事業年度です。インターネット等、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

【お問合せ先】滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190

申込受付中！

中小企業の皆様へ

働き方改革から働きがいと働きやすい職場づくり、進めてみませんか？

滋賀県中小企業働き方改革サポート診断事業

労務環境の改善を図り、企業の持続的経営につなげていくことを目的に、「滋賀県中小企業働き方改革サポート診断事業」（滋賀県社会保険労務士会を実施主体とした県補助事業）を実施しています。

企業経営における「人」の専門家である社会保険労務士が企業へ訪問し、労務診断を行い働き方改革の推進について、助言・提案させていただきます。

例えば…

- ・そもそも「働き方改革」の何から手をつけたらいいかわからない
- ・就業規則を見直したことがない
- ・男性も育児休業？どうすればいいの
- ・いつも人手不足、雇用環境を整えたい
- ・助成金を活用したい、どんな助成金があるの
- ・年次有給休暇の取得が進まない

など

相談無料

専門家である社会保険労務士が「働き方改革」をお手伝いします。ぜひご相談ください！

☆サポート診断の流れ☆

- ①お申し込み
- ②現状のヒアリング…社会保険労務士が労務環境の現状をヒアリングします。
- ③改善案の提示…ヒアリングした内容を元に社会保険労務士が改善案を提示します。
- ④取組の検討…提示した改善案を元に計画的な取組の実施について一緒に検討します。
- ⑤経過確認…2, 3か月後に経過確認します。

※労務改善や人材確保について社会保険労務士と顧問契約を結んでいない中小企業等が対象となります。

※予定数（約40社）に達した時点で締め切ります。

【お問合せ先】滋賀県社会保険労務士会

所在地：〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階

TEL：077-526-3760 FAX：077-526-1800 HP：https://www.sr-shiga.com



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例：解雇、雇止め、賃金未払、労働条件変更に関するトラブル、セクハラ、パワハラ など

- ①あっせんにより円満解決
- ②あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
- ③早期解決
- ④現在、無料にて実施

総合労働相談所

開催日：毎週 土曜日
13：00～17：00

年金相談センター

開催日：毎月 第2土曜日
13：00～17：00
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。 Tel.077-526-3760

人を大切にする企業のすぐそばに、
私たち社労士がいます。



広告

滋賀県社会保険労務士会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
https://www.sr-shiga.com/

働き方改革の推進を支援します!! (中小企業事業主向け)

働き方改革推進支援助成金

長時間労働の見直しのため、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進、労働時間などの設定改善推進等、以下の成果目標に取り組む中小企業事業主や傘下企業を支援する事業主団体に対し、その実施に要した費用の3/4 (※上限額あり・団体推進コースは別途定めあり) を助成するものです。令和5年度は1コースを新設し、以下の全5コースの助成金をご用意しておりますので、是非ご活用ください。

○【新設】適用猶予業種等対応コース

令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用される建設業・運送業・病院等の事業を行う中小事業主が対象

建設業…①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減

②4週における所定休日を1日～4日以上増加

運送業…①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減

②9時間以上の勤務間インターバルの新規導入、適用範囲拡大、時間延長

病院等…①月80時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減

②9時間以上の勤務間インターバルの新規導入、適用範囲拡大、時間延長

③医師の働き方改革の推進 (労務管理体制の構築等と医師の労働時間の実態把握と管理を実施すること)

○労働時間短縮・年休促進支援コース

①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減

②年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入

③時間単位の年次有給休暇制度を新規導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇のいずれか1つ以上の新規導入

○勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度の新規導入、適用範囲拡大、時間延長 (2時間以上延長し9時間以上)

○労働時間適正管理推進コース

①新たに勤怠管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステムの採用

②新たに賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存する旨の就業規則への規定

③「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に係る研修の実施

○団体推進コース

中小企業の事業主団体又はその連合団体が、その傘下の事業主の労働条件の改善のため、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を行い、構成事業主の1/2以上に対してその取組または取組結果を活用する。

(助成額の上限原則500万円)

各コースの交付要綱、支給要領、申請マニュアル、よくあるQ&A等は厚生労働省ホームページ (右QRコード) に掲載しております。詳しくは、下記までお問合せください。

【お問合せ先】滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL: 077-523-1190



～高齢者や障害者が働きやすい職場づくりに取り組む事業主の皆様へ～

高齢・障害者雇用助成金説明会のご案内

高齢者や障害者の雇用を支援するための助成金について、各助成金の概要・申請ポイント等をご説明します。

☆説明会内容 (各回共通)

- ・高齢者雇用助成金「65歳超雇用推進助成金」について
- ・障害者雇用助成金「障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金」について
- ・個別相談 (希望者のみ)

詳細はこちら→



☆開催日程

開催日	時間	定員	会場	所在地
令和5年6月28日(水)	13:30～15:30	20名	ポリテクセンター滋賀 3階 1号室	大津市光が丘町3-13
令和5年10月4日(水)				
令和5年12月7日(木)				
令和5年10月17日(火)	13:00～15:00	30名	滋賀職業能力開発短期大学校 3階 視聴覚室	近江八幡市古川町1414
令和5年12月19日(火)				
令和5年7月11日(火)	13:00～15:00	30名	甲賀市まちづくり活動センター 「まるーむ」 2階 多目的室 1	甲賀市水口町水口6009-1
令和5年6月20日(火)	13:00～15:00	15名	ハローワーク彦根 1階 会議室	彦根市西今町58-3
令和5年8月24日(木)				
令和5年8月2日(水)	13:00～15:00	15名	ハローワーク草津 2階 会議室	草津市野村五丁目17-1
令和5年9月6日(水)	13:00～15:00	15名	ハローワーク東近江 2階 会議室	東近江市八日市緑町11-19

【お問合せ先・お申込先】 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 高齢・障害者業務課
〒520-0856大津市光が丘町3-13
TEL: 077-537-1214 FAX: 077-537-1215 E-mail: shiga-kosyo@jeed.go.jp
https://www.jeed.go.jp/location/shibu/shiga/25_ks.html

若年者や就職氷河期世代の就職・職場定着、県内企業の人材確保を支援しています！ しがジョブパークのご案内

学生を含む若年者から就職氷河期世代までの就職や職場定着を支援するとともに、県内企業の人材確保支援に取り組んでいます。



求職者向け

- ・ 就活支援(個別相談、面接練習等)
- ・ 就職セミナー(若者未来塾/就職氷河期セミナー)
- ・ インターンシップ等(学生/社会人)
- ・ 合同企業説明会(「WORKしが博」)
- ・ 就業体験事業(UIJターン)

企業向け

- ・ 人材に関する相談(人材確保・人材活用・人材育成)
- ・ 採用力向上セミナー
- ・ 各種採用イベント情報提供
- ・ 企業間交流、情報交換会
- ・ 経営層向け採用ゼミ

【お問合せ先】しがジョブパーク

住所：滋賀県草津市西渡川一丁目1-14行岡第一ビル4F(草津駅西口より徒歩3分)
電話：0120-69-0301 ・ メール：jinzai@shigajobpark.jp

シニアジョブステーション滋賀のご案内

キャリアカウンセリングから求人情報の提供、職業紹介などの支援をワンストップで行う就労支援窓口として滋賀県と滋賀労働局が一体的に運営しています。また、人材確保にお悩みの企業等を対象とした、中高年人材の確保・活用に向けたアドバイス等も行っています。

予約優先

相談無料

●利用時間

8時30分～17時まで(受付：16時まで)
※土日・祝日、年末年始は休業

●設置場所

大津市梅林一丁目3-10 滋賀ビル5階
(JR大津駅北口から徒歩2分)
※近江八幡サテライト相談窓口の住所は以下のとおり。
近江八幡市鷹飼町105-2 滋賀県婦人会館内

●対象者

概ね45歳以上の就労を希望する方
中高年人材の採用・定着を希望する企業等

《出張相談(予約制)》

より多くの方にご利用いただけるよう、彦根や長浜、甲賀等のハローワークで、出張相談を毎月、実施しています。詳しくは、シニアジョブステーション滋賀へお問い合わせください。

●相談

◇ハローワークコーナー(職業紹介)

- ・ ハローワークの求人情報の提供や紹介状の発行、職業相談、求人企業との面談予約など

◇シニア相談コーナー

- ・ 個別コンサルティング、支援プラン作成、マッチング支援、適性診断など
※近江八幡サテライト相談窓口においても対応(毎週木・土曜日)

◇企業相談コーナー

- ・ 人材確保・人材活用のプランニング支援など

【お問合せ先】

シニアジョブステーション滋賀
電話 077-521-5421 / FAX 077-521-5455
メール s-job@bird.ocn.ne.jp
ホームページ [シニアジョブステーション滋賀](#) [検索](#)

滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点のご案内

滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点では、県内の事業所を対象に、経営課題解決に必要な専門人材の確保をサポートしています。「新規事業を立ち上げたい」、「営業に強い人材を確保したい」等のお悩みをお持ちの事業者様、ぜひご相談・ご活用ください。豊富な知識を持った拠点スタッフが丁寧に対応します。

相談無料

●利用時間

9:00～17:00 ※土日祝、年末年始を除く

●設置場所

大津市打出浜2番1号 コラボしが21 2階

●相談内容

販路拡大、海外進出、経営管理、生産性向上など

【お問合せ先】

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ
滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点
電話：077-511-1419 / FAX：077-511-1429
E-mail：s-pro@shigaplaza.or.jp
HP：https://www.shigaplaza.or.jp

[滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点](#) [検索](#)

外国人材の受入れに関する疑問、ぜひご相談ください！

滋賀県外国人材受入サポートセンターのご案内

専門知識を持つ相談員（行政書士等）が、外国人材の受入れをお考えの県内事業者の皆様、就業に関してお困りの県内で居住・勤務されている外国人の皆様からのご相談に対応いたします。お気軽にご相談ください。

こんな支援が受けられます！

- 情報提供
外国人材採用にかかる各種手続の説明、採用する外国人材像の特定に向けたアドバイス 等
- 採用・各種手続きの支援
在留資格の取得・切替申請のアドバイス 等
- 採用後の支援
在留資格更新手続、社会保険等各種手続のアドバイス 等

【お問合せ先】滋賀県外国人材受入サポートセンター（令和5年6月1日移転）

- ・住所：〒525-0037 草津市西大路4-32 クサツウエストロイヤルタワー5階
- ・電話：050-5211-5397 ・メール：shiga_support@pasona.co.jp
- ・HP：https://shiga-gaisapo.com/

高度外国人材の採用支援 （令和5年度ベトナム人材交流推進事業）

企業の高度外国人材採用を支援する、様々な取組を実施します。高度外国人材の採用に興味がある、イベントの詳細について聞きたいなど、お気軽にお問い合わせください。

ベトナムジョブフェア

実施時期：11月4日、5日（予定）
滋賀県枠：12社（イベント全体30社程度）
参考（昨年実施状況）：参加学生1,200名

募集企業

- ・理系大卒人材を直接採用したい
- ・現地で日本への就職動向を知りたい
- ・対面で人柄を見て採用したい等

日本語講座受講生への企業PR

実施内容：講座受講生に対し企業PR動画放映
実施時期：通年

- ・採用に向け、早い段階から企業PRをしたい等

運営・お問合せ先

株式会社セキショウキャリアプラス
電話：029-860-5080 ・メール：global04@sekisho-career.co.jp

担当部署：滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課産業ひとづくり推進室（電話：077-528-3758）

失業なき労働移動をめざす再就職・出向の専門機関

公益財団法人 産業雇用安定センター 滋賀事務所

産業雇用安定センターは、失業なき労働移動をめざす人材マッチングの専門機関です。人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との様々な人材マッチングを支援します。これまで30年以上にわたり、経済産業団体や厚生労働省との密接なつながりをもとに、約24万人の人材マッチングを支援してきました。（厚生労働大臣許可無料職業紹介事業所）

お気軽にお電話にてご相談ください！！

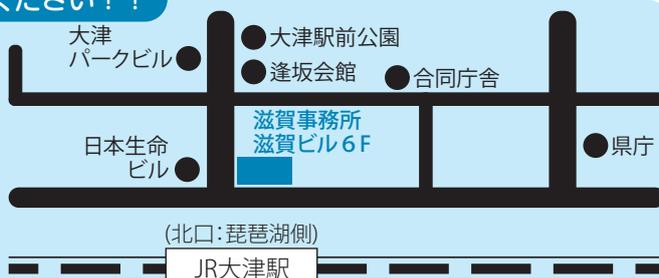
【お問合せ先】

公益財団法人産業雇用安定センター
滋賀事務所
〒520-0051 大津市梅林1-3-10
滋賀ビル6階 ★大津駅北口から徒歩3分

TEL：077-526-3991

FAX：077-526-2761

URL <https://www.sangyokoyo.or.jp/>



第14次労働災害防止推進計画を策定 ～「ゼロ災しが」を目指した新たなる5か年計画～

滋賀労働局は、労働災害撲滅のために令和5年度から5か年間にわたって重点的に取り組む事項を定めた「第14次労働災害防止推進計画」を策定しました。

この計画は、『ゼロ災しが』の実行に向け、滋賀労働局及び管内労働基準監督署、県内事業者、労働者等が取り組む重点事項を定め、その進捗状況を把握するための「アウトプット指標」、この計画に定める重点事項の効果検証を行うための「アウトカム指標」を定めています。

【計画の目標】

「ゼロ災しが」を合言葉に、当局、管内の事業者、労働者等の関係者が一体となり、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、その指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

【重点事項】

- (1) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進
- (5) 労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (7) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進



詳しくはこちら

【お問合せ先】 滋賀労働局労働基準部健康安全課 TEL：077-522-6650

令和5年度 労働保険年度更新手続きは、

6月1日(木)～7月10日(月)までをお願いします。

年度更新手続

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続は、「令和4年度の確定保険料」と「令和5年度の概算保険料と一般拠出金(石綿健康被害救済法)」を、自主的に申告・納付していただく大変重要な手続です。

保険料の申告・納付

保険料の申告・納付は、電子申請いただくほか、“最寄りの金融機関”(銀行・信用金庫・郵便局など)、“労働基準監督署”、“ハローワーク”(申告のみ)、“社会保険・労働保険徴収事務センター”(申告のみ)、又は“滋賀労働局労働保険徴収室”でお手続きできますので、早めにお済ませください。

なお、口座振替の事業場は、金融機関に申告書を提出することはできません。
また、郵送による申告書の提出(滋賀労働局労働保険徴収室あて)も可能です。

申告書の受付・相談会

県内各地で年度更新申告書の受付・作成方法の相談会を開催しますのでご利用ください。

なお、諸事情により、やむを得ず中止とする場合は、滋賀労働局ホームページでお知らせいたします。

開催日時	会場	所在地	電話番号	
6月12日(月)	9:30～16:00	長浜商工会議所 第1会議室	長浜市高田町12-34	0749-62-2500
6月14日(水)	9:30～16:00	草津商工会議所セミナールーム	草津市大路二丁目1-35 キラリエ草津1階	077-564-5201
6月16日(金)	9:30～16:00	甲賀市商工会 講習研修室	甲賀市水口町水口5577-2	0748-62-1676
6月19日(月)	9:30～16:00	高島市商工会(本所)	高島市安曇川町田中89	0740-32-1580
6月21日(水)	9:30～16:00	守山商工会議所 101号室	守山市吉身三丁目11-43	077-582-2425
6月23日(金)	9:30～16:00	長浜商工会議所 第1会議室	長浜市高田町12-34	0749-62-2500
6月29日(木)	9:30～16:00	彦根公共職業安定所1階会議室	彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎1階	0749-22-2500
6月30日(金)	9:30～16:00	東近江労働基準監督署 会議室	東近江市八日市緑町8-14	0748-41-3367
7月4日(火)	9:30～16:00	彦根公共職業安定所1階会議室	彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎1階	0749-22-2500
7月5日(水)	9:30～16:00	東近江労働基準監督署 会議室	東近江市八日市緑町8-14	0748-41-3367
7月3日(月) ～ 7月10日(月) の開庁日	8:30～17:15	滋賀労働総合庁舎 3階会議室 (大津労働基準監督署 会議室)	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎 3階	077-522-6520

【お問合せ先】 滋賀労働局労働保険徴収室 TEL：077-522-6520

～健康寿命延伸プロジェクト知事表彰事業～ 取組大募集!!

健康づくりのためには、県民ひとりひとりが実践する生活習慣も大切ですが、個人の健康は社会環境にも大きく影響されるため、県では「健康なまちづくり」の取組を推進しています。

心身ともに元気に楽しく過ごすため、健康づくり等に関する取組や活動を積極的に行っている地域団体および企業・事業者を広く募集します。優良な取組事例は表彰し、県ホームページ等で広く情報発信します。

自薦・他薦問わず、ぜひご応募ください!!

詳細はこちら☞



【企業・事業者部門】取組例

応募締切：令和5年9月29日（金）

■健康づくり

- ・社内でウォーキングイベントを開催
- ・社員食堂でヘルシーメニューを提供

■治療と仕事の両立支援

（がん、脳卒中、心臓病、糖尿病、難病、若年性認知症など）

- ・通院や治療等を受けやすい環境の整備
- ・体調に配慮した柔軟な勤務の工夫や支援
- ・病気の理解を深める研修会の開催など

表彰式

開催時期：令和5年12月予定

【お問合せ先】

滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課健康しが企画室
TEL：077-528-3657

～生きる力を支える歯と口の健康づくり～

歯と口の健康は生涯にわたり全身の健康を支えます。しっかりかめて、ゴクンと飲み込める、当たり前と思えるお口のはたらきは、正しい知識と継続したお口の健康管理で保たれる大切な機能です。従業員がいつまでもいきいきと働ける健康づくりの第一歩。日々の口腔ケアとかかりつけ歯科医への定期受診でお口の健康づくりを始めましょう!

<6月4日～10日は歯と口の健康週間です>

【お問合せ先】滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課 TEL：077-528-3651



21世紀職業財団

2023年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. <オンライン>ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべきスキルについて、ロールプレイを体験しながら学ぶ半日コースです。

開催日時 2023年7月7日（金）13：30～16：30 受講料 15,400円（テキスト購入別途）
2023年8月4日（金）13：30～16：30 受講料 15,400円（テキスト購入別途）

開催方法 オンライン（Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。）

2. <会場集合型> ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。相談担当になって1年未満の方でも、基礎的な内容から学べ、ロールプレイを通じて貴重な気づきが得られ研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2023年7月13日（木）9：30～16：30 受講料 31,900円（テキスト代込み）

開催方法 鐵鋼會館5・6会議室（大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アパビル11階）

3. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー 応用実践編

相談担当者のレベルアップのため、相談対応が難しいケースのロールプレイを中心に学んでいただき、対応力の向上を目指す半日コースです。

開催日時 2023年8月24日（木）13：30～17：00 受講料 18,700円（テキスト購入不要）

開催方法 オンライン（Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。）

4. <動画+オンライン>ハラスメント相談担当者セミナー スキルアップ編

相談者の深刻な心身の状態、自傷他害の可能性など、緊急度を見分けるポイント、専門家へのつなぎ方等具体的な対応方法と、必要な情報を適切に記録するノウハウ、記録保存や開示に関する知識について、講義編を動画視聴・実技指導をオンラインで学んでいただきます。

開催日時 動画視聴：開催日前1週間/実技指導：2023年9月26日（火）13：00～17：15

開催方法 実技指導：オンライン（Web会議システムZoom・全国どこからでもご参加いただけます。）

受講料 39,600円（テキスト購入不要）

【お問合せ先】公益財団法人21世紀職業財団関西事務所

URL：https://www.jiwe.or.jp TEL（06）4963-3820

E-mail：kansai@jiwe.or.jp FAX（06）4963-3821



多様な力が活きる社会に

21世紀職業財団

令和5年度 **滋賀県技能者表彰（おうみの名工）** **おうみ若者マイスター** ～推薦の受付について～

滋賀県では、広く社会に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の地位および技能水準の向上を図ることを目的として、優秀な技能を有し産業の発展や後進の育成指導に功績のあった技能者を「おうみの名工」として表彰しています。また、35歳未満の優秀な技能者を「おうみ若者マイスター」として認定しています。

令和5年度の「おうみの名工」および「おうみ若者マイスター」の候補者の推薦受付は、以下のとおり実施する予定をしています。県内の企業や事業所等において推薦基準に該当する技能者がおられましたら、ぜひご推薦いただきますようお願いいたします。

※最新の情報はホームページをご確認ください。

おうみ若者マイスター→



おうみの名工→



【推薦受付・お問合せ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL 077-528-3755

☆令和5年度推薦受付期間 令和5年7月31日（月）（必着）まで

☆＜参考＞主な推薦基準 ※次のいずれにも該当する必要があります。

おうみの名工表彰	1 滋賀県内に就業している者 2 優秀な技能を有する者 3 滋賀県技能者表彰要綱第2条別表に定める「職業部門、職業分類及び職種」に現に従事している者 4 技能をいかして産業・社会に貢献し、他の技能者の模範と認められる者
おうみ若者マイスター認定	1 滋賀県内に居住または勤務している者 2 4月1日現在で35歳未満であり、対象業種に従事している者 3 技能検定1級または単一等級以上に合格した者、またはこれと同等以上の能力を有する者 4 各種技能競技大会で優秀な成績を収めるなど、特に優れた技能を有する者

※令和5年度の候補者の推薦基準等の詳細については、要綱などをご確認願います。

公的資格試験

能力評価試験のご案内

		前期			後期		
ビジネス・キャリア検定試験	目的	職務を遂行する上で必要となる知識の習得と事務能力の評価を行うことを目的とした試験です。					
	受験申請期間	4月10日(月)～7月14日(金)			10月2日(月)～12月8日(金)		
	試験日/合格発表	10月1日(日)	2・3級 1級	11月6日(月) 12月8日(金)	2月18日(日) / 3月15日(金)		
	試験分野	人事・人材開発・労務管理、経理・財務管理、営業・マーケティング 生産管理、企業法務・総務、ロジスティクス、経営情報システム、経営戦略					
	受験料	1級	2級	3級	BASIC	2級	3級
	実施場所	滋賀県職業能力開発協会(大津市南郷5丁目2-14)					
コンピューターサービス 技能評価試験	目的	教育訓練施設や事業所において、コンピューターを活用した各種サービスを行う人々の能力を評価する試験です。					
	受験申請期間	6月12日(月)～6月23日(金)			11月13日(月)～11月24日(金)		
	試験日/合格発表	7月9日(日) / 8月18日(金)			12月10日(日) / 1月19日(木)		
	受験料	1級	2級	3級	1級	2級	3級
	実施部門	ワープロ部門、表計算部門		使用ソフト	ワード・エクセル2019または2016		
	実施場所	滋賀県職業能力開発協会(大津市南郷5丁目2-14)					

※詳細は、ホームページ <https://shiga-nokaikyo.or.jp/> に掲載しております。

【お申し込み・お問合せ先】滋賀県職業能力開発協会 TEL:077-533-0850

在職者訓練のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース（技能向上セミナー）

- 機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
- 電気系（第二種電気工事士試験準備、第三種電気主任技術者試験準備など）
- 制御系（有接点リレーシーケンス、PLC・油圧・空気圧制御技術、Excel VBAなど）
- 塗装系（金属塗装技術）

◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース（能力開発セミナー）

- 機械系（機械設計、溶接、機械加工、測定、機械保全、生産管理など）
- 電気・電子系（シーケンス、PLC、回路設計、電気保全、Javaなど）
- 建築系（建築計画、意匠設計、構造設計、施工・管理など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門学校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門学校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3296	077-537-1191 (訓練課 事業主係)	0748-31-2252 (学務援助課 援助係)
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	https://www.pref.shiga.lg.jp/kougi/ 		ポリテクセンター滋賀ホームページ https://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/ 滋賀職能大ホームページ https://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html 	

ポリテクセンター滋賀主催 生産性向上支援訓練のご案内

内容よし！ 講師よし！ コスパよし！

年間600社・1,000名様を超える方々にご利用いただいています。 満足度 **99%**

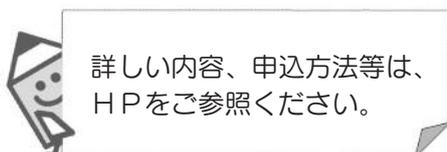
コースNo	開催日	コース名	受講料(税込み)
009	7/12	ITツールを活用した業務改善	3,300円/人
024	8/9	品質管理に役立つグラフ活用 (Excel中級D)【New】	2,200円/人
012	8/17	RPA活用による定型業務の自動化 【New】	3,300円/人
025	8/24・8/25	相手に伝わるプレゼン資料作成と提案	3,300円/人
S13	9/12	コーチングによる後輩指導	3,300円/人
014	9/13	生産現場の問題解決	3,300円/人

- 定員 各回 15名 (先着順)
- 訓練時間 9:30 ~ 16:30
- 会場 【025】 キャリアプラザビット滋賀本校 (栗東市)
【S13】 長浜商工会議所
【上記以外】 ポリテクセンター滋賀
- 対象 事業主の指示により受講される方
※コース番号に「S」が付くコースは、申込時45才以上の方ですが、45才未満の方も受講できます。

滋賀県よろず支援拠点共催セミナー【ひとを活かす組織づくりのヒントシリーズ】のご案内 参加費無料

第1回	7/21 14:00~16:00	組織づくりのためのコミュニケーション
第2回	8/25 10:00~12:00	人材育成のポイント 「タッチパネル活用技術」受講体験付き

- 定員 第1回 15名 第2回 10名 (先着順)
- 会場 ポリテクセンター滋賀



詳しい内容、申込方法等は、HPをご参照ください。

【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部
ポリテクセンター滋賀 生産性センター業務課
大津市光が丘町3-13 TEL: 077-537-1176

URL: https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html



労働委員会
だより

労使間のトラブルでお困りなら、 まずはこちらに相談を！



労働委員会が解決のお手伝いをします

労働委員会は、労働者(労働組合または労働者個人)と使用者との間で生じた労働紛争のうち、当事者間では解決が困難になってしまったものを、中立・公正な立場で解決することに努め、よりよい労使関係をつくるためのお手伝いをする専門的な機関です。労使間のトラブルでお困りの方はぜひご相談ください。

労働委員会の紛争解決制度

◆不当労働行為の審査 (労働組合と使用者との紛争)

使用者が労働組合法で禁止されている不当労働行為を行ったと思われるとき、労働組合または組合員は救済を申し立てることができます。

例えば・・・

- ・ 組合活動を理由に不利益な取扱いを受けた。
- ・ 団体交渉を申し入れたが応じてもらえない。
- ・ 組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。

救済申立てを受けて、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合、これを是正するよう使用者に命令を発します。また、当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は、和解を勧めます。

◆労働争議のあっせん (労働組合と使用者との紛争)

労働問題について、当事者間での話し合いによる自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば・・・

- ・ 事業縮小と従業員の一斉解雇を通告された。
- ・ 休暇制度等の労働条件の変更で紛糾している。
- ・ 給与体系の見直しで労使合意に至らない。

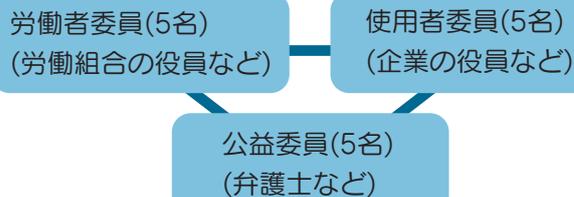
◆個別的労使紛争のあっせん (労働者個人と使用者との紛争)

労働者個人と使用者との間で、労働条件に関するトラブルの自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。(労働者、使用者のどちらからでも、あっせんの申請ができます。)

例えば・・・

- ・ 突然解雇を言い渡された。
- ・ 賃金や雇用条件を一方的に引き下げられた。
- ・ 職場でハラスメントを受けている。
- ・ 配置転換(出向)を命じたが、拒否された。

労働委員会の構成



労働委員会は、公益・労働者・使用者それぞれの立場を代表する三者の委員で構成されています。

◆委員の任命

労働者委員は県内の労働組合、使用者委員は県内の使用者団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労使委員の同意を得て、いずれも知事から任命されます。

労働組合法の要件を満たす労働組合は労働者委員の候補者を推薦することができます。

委員の任期は2年です。委員の任命にあたっての労使委員候補者の推薦については、県の公告によりお知らせしています。

当委員会では、委員(公・労・使各側1名)による
無料の労働相談を実施しています

★原則として毎月第4金曜日・「月例労働相談」
(会場:県庁労働委員会室) 電話での予約(4日前の月曜日正午まで)をお願いします。

★10月・毎週1回程度開催(会場:県内各地)
詳細は決定次第お知らせします。

★労働委員会への相談、不当労働行為事件救済申立て、あっせん申請等の手続は無料です。相談の秘密は厳守いたします。

まずはお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】

滋賀県労働委員会事務局

TEL : 077-528-4472

所在地: 〒520-8577 大津市京町4-1-1
滋賀県庁東館5階

URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/>

「産後パパ育休」について

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日以降段階的に施行されました。今回の改正は、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにすることを目的に行われたもので、令和4年10月からは、育児休業の分割での取得が可能となったほか、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みである「出生時育児休業（産後パパ育休）」が創設されました。

そこで今回は、この「産後パパ育休」について解説します。

質問 来月出産予定です。産後しばらくの間は、できれば夫にも育児に参加してほしいと思っています。「産後パパ育休」が新設されたと聞きましたが、どのような制度ですか？

回答 「出生時育児休業（産後パパ育休）」は、子の出生後8週間以内に取得できる柔軟な育児休業の枠組みです。主な対象は男性になりますが、養子を養育している場合など女性が対象になることもあります。今までの育児休業に加えて、出生時育児休業が新しく創設されたもので、子の出生後8週間以内の期間は、労働者の選択により、出生時育児休業と育児休業のいずれも取得可能となります。（出生時育児休業と育児休業を同時に取得することはできません。）

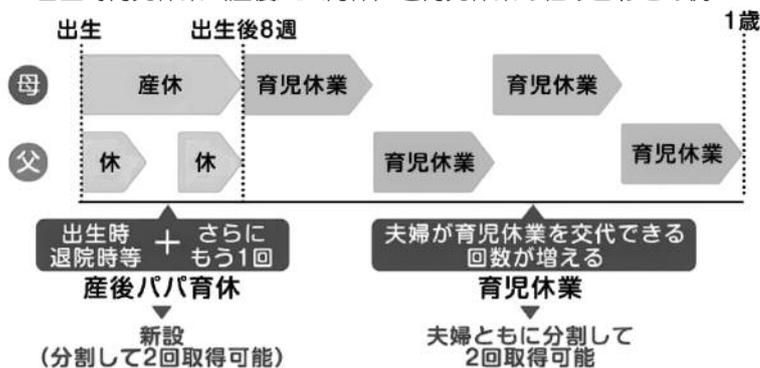
質問 「産後パパ育休」は、通常の育児休業とはどう違うのですか？

回答 「出生時育児休業（産後パパ育休）」には、次のような特徴があります。

- ① 子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能であること。
- ② 申出期限が、原則として休業の2週間前までであること。
- ③ 2回まで分割して取得できること（※）。
- ④ 労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲内で休業中に就業することが可能であること。

※2回に分割して取得する場合は、初回の出生時育児休業の申出の際にまとめて申し出ることが必要です。

＜出生時育児休業（産後パパ育休）と育児休業の組み合わせの例＞



質問 会社に制度がないからと会社や上司が産後パパ育休を取得させてくれないのですが…。

回答 「育児休業」「出生時育児休業（産後パパ育休）」は育児・介護休業法で定められており、会社に制度がなくても（就業規則等に規定がなくても）取得できます。育児・介護休業法の要件※を満たした従業員から申し出があった場合、会社がこれを拒むことはできません。また、申し出たことや取得したことを理由として、解雇などの不利益な取り扱いをすることも禁止されています。

※要件の詳細については、滋賀労働局雇用環境・均等室(電話：077-523-1190)へお問い合わせください。

質問 産後パパ育休は、育児休業給付の対象になりますか？

回答 なります。雇用保険の被保険者が「出生時育児休業（産後パパ育休）」を取得した場合、一定の要件を満たしたときには「出生時育児休業給付金」の支給を受けることができます。詳しくは、事業所所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください。

滋賀県労働相談所

電話番号 **0120-967164**
※フリーアクセスは、滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です。
077-511-1402

開設時間 月曜日～金曜日(平日)12時～16時

場所 大津市打出浜2番1号 コラボしが'21 6階
 (面談相談は事前連絡が必要です)



シルバー人材センターからのお知らせ



◆技能講習 受講生募集中

働く意欲のある60歳以上の方を対象に受講料無料の技能講習を開催します。

はじめてのパソコン講習、パソコン講習【ワード・エクセル】、木造住宅簡易鑑定技能講習 等

◆会員募集、お仕事募集中

働く意欲のある60歳以上の方のご入会をお待ちしています。また、高齢者にふさわしい仕事を家庭・企業・公共団体等お引き受けしています。

短期間・短時間に関わらず人手不足のときは、所在地の市町シルバー人材センターへご相談ください。

活動等については、当連合会又はあなたの街のシルバー人材センターのHPをご覧ください。

【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会
〒520-0054 大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階
TEL : 077-525-4128 FAX : 077-527-9490
URL : <https://www.sjc.ne.jp/shigapref>

広報紙「滋賀労働」について重要なお知らせ

紙面の郵送終了につき

※お手続きしていただけないと今後情報をお届けできなくなりますので、必ずお手続きをお願いします。

～労働広報紙「滋賀労働」メール配信へ切り替えのお願い～

滋賀県では、2050年CO2ネットゼロを目指し、その実現に向けた取組を進めています。広報紙「滋賀労働」は、今後順次、メールアドレス登録がお済みの方への紙面の郵送を廃止し、メールでの配信に切り替えていきます。紙面の郵送は2025年度をもって終了する予定です。随時登録を受け付けておりますので、お早めにメール配信登録のお手続きをお願いします。

「滋賀労働」は、県内の事業所・労働組合・労働者の方等を対象に、年4回、労働に関するさまざまな情報（法改正、制度、イベント、セミナーなど）をお届けしています。

【お手続き方法】

労働広報紙「滋賀労働」のメール配信への切り替えは、右のQRコードからお手続きできます。→
<ホームページからのお手続きはコチラ↓>

滋賀県ホームページ<https://www.pref.shiga.lg.jp>から、[滋賀労働 メール配信](https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/327087.html) でご検索ください。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/327087.html>



【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
TEL : 077-528-3751 Email : fe0001@pref.shiga.lg.jp

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町4-1-1
TEL : 077-528-3751 FAX : 077-528-4873 URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/> E-mail : fe0001@pref.shiga.lg.jp